

令和6年度 第2回 葛飾区くらしのまると相談事業推進委員会 会議録

日時：令和7年1月24日（金）

午後2時～午後4時

場所：葛飾区役所 705・706 会議室

<会議次第>

1 開 会

2 議 題

- (1) 重層的支援会議の実施報告について
- (2) 相談支援作業部会の検討状況の報告について
- (3) 令和7年度研修予定について
- (4) ヤングケアラー支援作業部会の検討結果の報告について

3 その他

4 閉 会

<配布資料>

- 資料1－1 令和5年度 支援会議の実施状況について
- 資料1－2 令和6年度 第1回 葛飾区重層的支援会議について
- 資料1－2 (参考) 葛飾区重層的支援体制整備事業実施要綱
- 資料2－1 相談支援作業部会の検討状況の報告について
- 資料2－1 (参考) 相談支援作業部会設置要領
- 資料2－2 連携課題の解決策について
- 資料2－3 各課業務等共有シート
- 資料2－4 相談受付票
- 資料2－5 “つなぎ先”となる地域活動（団体）等一覧
- 資料3 令和7年度研修予定について
- 資料4 ヤングケアラー支援作業部会の検討結果の報告について
- 資料4 (参考①) ヤングケアラー支援作業部会設置要領
- 資料4 (参考②) ヤングケアラー状況調査報告書
- 参考資料1 令和6年度くらしのまると相談事業 会議体全体図
- 参考資料2 くらしのまると相談窓口の相談状況について

1 開 会

委 員 長：お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから、「令和6年度第2回葛飾区くらしのまると相談事業推進委員会」を開催いたします。本日は、ご多忙の中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。はじめに、前回の第1回推進委員会を欠席されました委員を改めてご紹介いたします。

～委員紹介～

次に、会議に先立ちまして、事務局から事務連絡をお願いします。

事 務 局：それでは、議題に移る前に、本日の資料の確認をさせていただきます。

～配付資料確認～

委 員 長：本日傍聴を希望されている方はいらっしゃいますか。

事 務 局：本日の会議では、傍聴を希望されている方は3名です。

委 員 長：それでは、事務局は傍聴人の方にお入りいただきてください。

—傍聴者入室—

2 議 題

(1) 重層的支援会議の実施報告について

事 務 局：～資料1－1～資料1－2について説明～

委 員 長：終結の判断は各担当課がやるのか、それとも支援会議に関しては、くらしのまると相談課で判断するのかという部分を確認させていただきたいです。また、**資料1－2**の葛飾区重層的支援会議についての2ページ④⑤の部分で、終結にしたものの、なかなか家庭全体の課題が解決しきっていない、あるいは再燃する可能性もある中で、ゆるやかにつながり続けるというのはすごく重要なことだと感じました。これは、会議の中でされたのか、あるいは終結後もこれぐらいの頻度で接点を持ちましょうということを確認して、実際に対応できることが決まっていくのか、もう少し具体にお伺いさせていただきたいです。

事 務 局：まず、終結の判断について、ここにある終結というのは、くらしのまると相談課としての終結で、くらしのまると相談課が各課の連携のために中心となって関わることを終わりにする意味合いになります。そのため、各課では支援を継続したり、一旦離れたり、というように各課の判断で支

援対象者と関わっていくことになります。また、ゆるやかにつながり続けるといふ部分について、今回のこの事例では、くらしのまると相談課で終結という判断をしたものの、元々関わっていた複数の課がくらしのまると相談課の終結後にどこも関わっていなかったため、再度支援会議をして、どこの課がゆるやかな見守りをしていくかという部分を決めて、その世帯に対して動きがあった時には、くらしのまると相談課などに情報をつないだ上で、また全体が連携する支援というのをやっていければと考えたものになります。

委員 長：地域の社会資源をきちんと整理していくということも重層的支援の政策の1つとしてあります。資料1－22ページにも社会福祉協議会との連携強化を進めていくとの記載がありますが、事務局として葛飾区の社会資源の把握状況などはいかがでしょう。

事務局：事務局としての把握状況ですが、次の議題で取り上げる相談支援作業部会にて、庁内の各課が関わりのある社会資源などを一旦集約した状況です。ただ、資料1－22ページの今後の方向性にも記載しているとおり、社会福祉協議会には、庁内だけでの連携では情報がないような地域の活動団体との関わりがありますので、今後はそういう部分の連携強化を考えていきたいと思っています。

委員：今回の資料1－1の別紙にケアマネジャーが関わっている事例がありますが、これらの事例は誰から相談があったのか入口を知りたいです。包括からの相談で支援会議につながっているのか、我々からくらしのまると相談課の方につないだ方がいいのかを教えてくださいたいです。

事務局：入口としてどなたから相談があったかという部分については、ケースバイケースになります。介護事業者さん、ケアマネさんから相談があるものや、包括からというものもあります。また、実際に同居している家族や同居でない家族・親族の方からというケースや近所の方からということもあります。一旦くらしのまると相談課に情報が入れば、連携に必要な情報などはそこから展開してやっていきますので、どなたからでも情報があればいいと思います。

委員：この事例を拝見していると、虐待のケースや一部では介護保険を受けている方が虐待しているケースがあったり、我々も今カスタマーハラスメントがあったりしますが、そういったことを含めて、どんなことに気を付ければいいのか、また困りごとを抱え込むことがないように、くらしのまると

と相談窓口をどのように周知したらよいのか、何かアドバイスをいただきたいです。

事務局：何か困りごとがあっても相談できずにいて、それが発展してしまうと虐待につながってしまうことがありますので、どんな相談でも結構ですので、まずくらしのまると相談課の方におつなぎいただければ、各課で連携が必要な部分をつないで解決策を一緒に考えていくことができます。虐待まで発展していなくても、できるだけ早い段階で相談してください。介護事業者さんからは、困りごとがあるような方がいれば、区役所にくらしのまると相談課という窓口があるから相談してみてはどうか。というふうにご案内いただければありがたいです。

委員長：制度がバラバラだったり、様々な民間団体の活動があったりする状況の中で、重層的支援体制整備事業は元々行政が縦割りであることから始まった制度でもありますが、残されている課題など、何かご意見はありますでしょうか。

委員：まず、社会資源の件について、葛飾区の地域包括支援センターでは高齢者向けのものではありませんが、地域の社会資源のマップを各センターで作っているのもので、そういうものが活用できたらいいなと思っています。次に、知的障害者を子どもに持つ親が高齢化をしてしまっていて、親自身の成年後見をどうするか、子どもの成年後見をどうするか、場合によっては親子で同時に成年後見をどうするかという課題がある事例があります。地域包括支援センターや本人が通っている福祉事業所からそういった相談があった場合に、この問題をどう解決していくかという部分が課題かなと思っています。また、やはり親の高齢化に伴って子どもをグループホームなどに入れなければならないという事例がありますが、株式会社がやっているグループホームも多く、劣悪な食事を出しているというニュースがあったこともあり、親が非常に不安に思っているという状況ですので、行政が主体的になってグループホームを監視指導し、安心して子どもを預けられるようなグループホームができるといいなと思っています。

事務局：地域包括支援センターで地区ごとにまとめている高齢者向けのマップについて、高齢や障害のそれぞれの制度や各課で持っている情報を一旦くらしのまると相談課で集約することによって、他の部署に困りごとがある方から相談があった際に、ここに聞けば何かしらの情報を持っているというふうに活用できればという考えもあって、庁内の情報を整理したところです。また、知的の障害がある方の親御さんが高齢化していて、親子で同時に

成年後見の手続きをしないといけないというような場合にも、高齢や障害の部門で関わっていく中で、お金の問題や他の問題が発生して、各部署だけでは解決できない場合には、くらしのまると相談課が連携の要となってやっていければと思っていて、そういった流れを庁内でも共有して、やっていけるようになってきているところです。

（２）相談支援作業部会の検討状況の報告について

事務局：～資料２－１～資料２－５について説明～

委員長：日本の現行の制度水準や制度の適用範囲には一定の枠があるので、連携だけでは解決しきれない問題があると思います。国によって様々ですが、高齢者の例であれば、フランスは 2006 年から 65 歳になると生活保護を廃止して年金の最低限保障をするという制度になっています。日本の年金の最低保障が 6 万という状況で、フランスでは個人に対して 19 万、夫婦で 26 万程度の保障水準になっていて、このような状況の場合、日本とフランスではサービスの展開が大きく変わってくると思います。そういった制度の適用範囲や水準に関する見解なども相談を受ける中で感じるところではないかと思いますが、そういった部分はどのように議論されていますでしょうか。

事務局：水準については、なかなか難しいところがありますので、こうなったらいいなというような話で終わってしまっている部分が多いかなと思います。制度の限界については、その制度で解決できない、制度のはざまにいる人たちへの支援もくらしのまると相談課の役割でもありますので、それぞれの制度は適正に利用していただきつつ、その中で架け橋として我々が機能すれば、制度のはざまにいる方にも、支援をしていけるというようなところでやっています。そのため、今ある資源で支援をしているというところが実情です。

委員：やはり貧困世帯の相談が 1 番多いです。ケアマネジャーとしては、生活保護を受けられている方に対しては支援がしやすいです。サービスが適正でご本人が望んで適切なケアマネジメントをして支援することができます。ただ、年金暮らしでギリギリ生活しているような非課税世帯の方に対する支援が、1 番困っています。例えば、お金がない上に給付制限がかかっていて 3 割負担というケースでは、サービスをギリギリで行わなければならないという状況になります。もちろん介護保険なので、保険料を払っていない方が悪いと言えばそうかもしれないですが、結局そういう方も最終

的には生活保護になって、そういった制限がなくなるということになってしまうので、そうなる前に何か救済することができないのか、ということ相談したいと思っています。制度のはざまの人をどう救っていくか、我々ケアマネジャーに何がお手伝いできるかということを区の方でお示しいただきたいです。

委員 長：少し前の話に戻りますが、葛飾区社会福祉協議会にある成年後見制度について、葛飾区の状況を見ても、制度自体が複雑でなかなか気楽には利用できない障壁がありますが、くらしのまると相談課ではそういった成年後見の相談はあるのでしょうか。

事務局：認知症や障害があって成年後見が必要な方の相談の場合には、高齢や障害の部署と連携しながら手続きをやっていきます。また、相談の中で成年後見が必要な方がいれば、適正な部署へつないでいます。

委員 長：先ほど委員の方から、障害のある子の親が高齢化して、成年後見をどうするかなど、かなり心配なケースがあるという話がありましたが、現状どのように対応をしていますか。どこかにつなぐなどされているのでしょうか。

委員：母親と父親で障害のある子どもに対する気持ちが少し違っていて、男性は仕事をしている方が多いこともあって、割と子どもに対しても客観的に見ることができていて、早い段階でどこかの施設に入れたり、成年後見人を付けたり、という考えがありますが、母親はなかなか割り切れずに、いつまでも自分は元気でやれるという思いが強いという傾向があります。例えばこの間の会合でも、80代になっても、私はまだまだ大丈夫だから自分自身の成年後見人なんて考えていない、と言っている人たちが結構いましたが、そうするといざ成年後見が必要になった時に間に合わないのではないか、その時に子どもはどうするのかという思いがあります。ただ、なかなか今から成年後見を付けた方がいいですよと言える立場にはないので、話を聞くことしかできませんが、親の高齢化とともに今後色々生じてくる人が多いのではないかと心配しています。

委員 長：全国的な一般論として、障害のある子どもがいる家族、母親のケースが多いですが、頑張って頑張って最後にもう体力的な限界で、課題が見えてくるようなケースがあちこちであります。葛飾区の成年後見制度の委員会でも、葛飾区内で90代の母親がずっと障害のある子どもの面倒を見てきて、もう体力的に限界になって、そこでその状況が見えてきたというようなケースがありました。もっと早い段階で、色々なサービスを使って、親も趣味

や旅行をして生活に余裕ができるような時間を確保することができればと感じます。2年前にも札幌のあるケースで実際にお母さんの話を聞いたのですが、子どものために定職に就かないで大学の清掃をずっとやってきて、子どもをきちんと育てて、色々なハンディをカバーしながら自立できるようになって、ということ在必死にやっていたケースがあったのですが、色々な制度があるのに全く利用していなかったのもっと利用して、自分自身の生活や趣味の時間を確保できるような状況になればいいのにということを痛切に思いました。

(3) 令和7年度研修予定について

事務局：～資料3について説明～

～質問・ご意見なし～

(4) ヤングケアラー支援作業部会の検討結果の報告について

事務局：～資料4について説明～

委員長：資料4（参考②）のヤングケアラー状況調査報告書は公表されているものでしょうか。

事務局：公表されています。

委員長：調査回答の回収率、特に学校経由の小中高生の回収率について、あまり高くないですが、どう考えていますか。国の調査はどのような方法でやってこの割合になっているのでしょうか。

事務局：国の回収率については我々の方でも把握ができておりません。区の調査の回収率としては、11.7%、19.6%、12.0%と数値的にはそれほど高くないように見受けられますが、実際に1000人以上の方から回答をいただいていますので、ある程度標本数としてはいい数字を取れているのではないかなと捉えております。

委員：調査期間が12月の年末から年始にかけてだったことから、学校が冬休みに入っており、回収があまり進まなかったため、調査期間を延長したという状況でした。母数が大きいというのがありますが、調査の回収率としてはこのような状況になったというところです。

委員長：若者相談窓口というのは、どのようにやっているのでしょうか。

事務局：子ども・子育て計画担当課でやっている事業で、業者に委託をし、若者が電話や来訪をして相談ができるような体制で実施しております。例えば、月に4回区内の公共施設を使って相談を受けたり、電話で相談を受けたりしています。ひきこもりや就業・就労の相談が中心になりますが、若者が相談できるような窓口ということで設置をしているものです。

委員長：相談件数などの実績はいかがでしょうか。

事務局：令和5年度は、面接相談が248件、電話が19件、オンラインが6件、訪問相談が50件、同行支援が25件、合わせて348件の相談をお受けしております。令和4年度は全体で503件の相談があったという状況です。

委員：介護サービス事業に関してもヤングケアラーが議題になっていて、去年ぐらいから研修が増えた印象があります。主任ケアマネの更新研修の事例の中にもヤングケアラーが出てくるぐらい、介護事業所でも意識している状況ではありますが、私は葛飾区にヤングケアラーの支援窓口があることを存じませんでしたので、部会に帰ったらぜひみんなに周知したいと思います。我々は自宅に訪問して、ヤングケアラーを発見できる立場なので、そういった場合には、くらしのまると相談課さんや子ども総合センターさんに相談をさせていただきます。ただ、他区の方からは、こちらから見ていても明らかにヤングケアラーで、塾も行けないような状態でも、本人はこれが当たり前だからとっていて認識してないケースや、自分が認識していても周りの人には知られたくないという子どもたちが多いという話を聞きます。色々問題はありますが、今回はゆるやかな見守りというのがテーマになっていると思いますので、我々ケアマネジャーにできることがあれば、教えていただきたいです。

事務局：庁内の連携体制と周知については、まさにヤングケアラー支援作業部会で課題としてきた大きなテーマだと思っています。資料4（参考②）の調査報告書にもありますとおり、お子さん本人や周りの大人、学校の先生に対して周知がまだ足りていないというのが現状で、ヤングケアラーだと思われるお子さんがいても支援につながっていないという方がたくさんいるのではないかと、というのは作業部会の中でもお話が出ていたところです。このような窓口があるということをきちんとご案内できるようなものをお作りして、これから広く周知していかなければいけないと思っています。また、資料4別紙のフローに書かせていただいたように、役所の部署だけではなく、様々な団体さんや色々な関わりを持っている方々などにヤング

ケアラーを発見していただき、子ども総合センター等を中心に役所へつないでいただければ、支援をしていくことができます。その後の見守り等は一緒にしていただくこともあると思いますが、まず、ヤングケアラーを発見できる立場の方々には、役所へつなぐということをお願いしたいと思っています。最後に、ヤングケアラーである認識がない子どもや他の人にヤングケアラーであることを知られたくないというような子どもについては、そういったご事情があるお子さんもいるということ認識しながら支援をしていく必要があると思っています。また国の方では、親のケアをすることが本人の生き甲斐になっているパターンもあるので、一概にヤングケアラーだろうから支援をして、今やっていることを全部辞めさせた方がいいかという、必ずしもそういうわけではないということも言われているので、本人の事情も勘案しながら支援をしていくということを区としても気を付けながら進めていく必要があると思っています。

委員：状況調査報告書について、ご質問があります。我々がかかわっている団体では今、葛飾区内で約 40 から 50 人ぐらゐの生きづらさを抱えた子どもたちへ支援をしています。感覚的に支援をしている子どもたちの 5、6 割ぐらゐはヤングケアラーかなと思っています。このヤングケアラーの調査は、学校内で配布をして、学校内で回収をしていると思いますが、我々が支援をしている子どもたちの中には年間登校日数 0 日という子たちが一定数いて、今回の調査ではそういった子どもたちの声を全く聞けていないと思います。もちろん、学校に行っている子どもたちも厳しいところや辛いところはあると思いますが、年間登校日数 0 日で、本人も精神障害を持っていたり、親御さんも知的障害、発達障害、精神障害だったり、生活困窮だったり、虐待もあったような世帯がある中で、そういった声はこういった調査では聞き取っていただけないなと感じたところです。もちろんその声をどう拾うのかというのはすごく難しいですが、そういった子どもたちがいること、また、見えない暗数としてあるということが、ご報告で触れられていなかったのも、ぜひそこにも目を向けていただきたいなと思いました。また、調査報告書 10 ページ目関係機関調査の「ヤングケアラーと思われる子どもがいるか」という設問について、小学校・中学校の各学校単位で回答されているところが特に気になりました。ヤングケアラーと思われる子どもが「いない」と回答した学校が 31 校あるということですが、これは、例えば、A 中学校の 1 年生、2 年生、3 年生の全校生徒合わせて、その中で 1 人もヤングケアラーがいないと学校が判断をしたということになり、少し信じられないです。必ず不登校の子もいますし、親が精神障害、発達障害、知的障害、生活保護、虐待などもあります。この設問に対して「いない」と回答する学校はヤングケアラーに対して、そこまで意識していないのではないかなと

感じます。ヤングケアラーはどこの学校にも必ずいるはずなので、ここの回答として、「いない」という回答が0で、「いる」「わからない」の回答が増えてほしいと思っています。この調査報告は、あくまでも調査書を受け取ってペンを持って回答ができる、自分の気持ちや家族の状況も整理できるような子どもたちだけの中での数値というだけであって、年間登校日数0日で、1年に1回もペンを持たない、勉強もしない、自分の気持ちも落ち込んでいて、リストカットを繰り返しているような子どもたちの声もぜひ掬い上げてほしいなと思いました。

事務局：今回の調査につきましては、区全体の傾向を知るために学校を通して行わせていただきましたが、我々も支援を行っている団体さんとのお付き合いもごございますので個別に支援が必要なお子さんたちの声についても、そういったところを通して声を上げていただいたり、我々からも積極的にお聞きさせていただいたりしていきたいと思っています。そういった関係の中で支援が必要なお子さん個人のお声を聞かせていただければと考えております。また、10ページのヤングケアラーと思われる子どもが「いない」と答えた学校が多いというご指摘については、周りの大人の方たちの認知度や認識もなかなか進んでない現状がこういった数字にも表れてしまっているのかなと思いますので、お子さん本人だけではなくて、その周りの大人が気付いてあげられるような社会になっていくように、私たちもいち早く周知に努めていければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長：資料4別紙にNPO法人等が実施するピアサポート等に係る活動費を助成するとありますが、この助成費の実績はすでにあるのでしょうか。また、葛飾はヤングケアラーコーディネーターを現時点では配置しないということですが、全国的に見て配置しているところはどのくらいあるのでしょうか。

事務局：ピアサポート等活動費助成について、我々の方で把握しているのは、ピアサポートを実施したいということで申し出があった団体が令和5年度の時点で3団体、実績は1団体が2名サポートをしており、数としては少ない状況になっております。また、全国的なコーディネーターの配置数については、すぐに数字は出てきませんが、例えば、世田谷区では、元ヤングケアラーの方がコーディネーターになられて活動されているというような情報も把握しておりますので、そういった先行している自治体の動きを見ながら、今後、葛飾区でも検討していければと思っております。

委員長：ヤングケアラーコーディネーターは国の補助制度になっているのでしょうか。

事務局：国の制度です。

委員長：コーディネーターはどういった動きをするのでしょうか。

事務局：コーディネーターについては、東京都の支援マニュアルに「ヤングケアラーと思われる子どもに気付いてから支援へのつなぎにおいて核になる人材」と記載されております。例えば個別ケースですと、本人・家族との対話や相談対応・サポート、ニーズ把握、支援計画の作成などを担う人材ということで、他にも様々な役割が記載されておりますが、そういった活動が代表的なものとして挙げられております。

3 その他

委員長：くらしのまると相談課は本当に大変だと思います。やはり職員のやる気が1番大事で、葛飾区職員の仕事は色々ありますが、くらしのまると相談課については、給与面で手当が付いたり、3年間頑張ったら次の部署に異動する時に一般職員が主任になったり、そういう制度があると職員のやる気も出てくると思います。職員のやる気を上げるためにはそういったものも必要だと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

副委員長：やはり職員のモチベーションを向上させる、維持していくというのはとても大切だと思っています。ただ、ご指摘いただいたような部分についてはなかなか難しいので、様々な内容の研修を実施したり、チームで支援をすることについてのメリットを感じたりする中で、モチベーションは高まってきていると思いますし、支援の輪も広がっている中で、職員のやる気は向上してきているのではないかと感じておりますので、引き続き進めたいと思っています。

事務局：手当の部分について補足ですが、外に出てアウトリーチした場合には、1日数百円程度の手当が出ています。

事務局：～事務連絡～

4 閉会

委員長：これをもちまして、令和6年度第2回葛飾区くらしのまると相談事業推進委員会を終了いたします。本日はありがとうございました。

以上